

街頭検査の概要

関東運輸局管内の運輸支局では、独立行政法人自動車技術総合機構及び警察等関係機関と連携して、主に一般道路及び高速道路を運行している自動車を対象に、点検整備の必要性についての保守管理意識の高揚を図りつつ、これらの自動車が安全・環境基準(保安基準)に適合しているかどうかの街頭検査(主に外観関係、灯火関係、排出ガス関係、騒音関係)を行っています。

同時に、原動機に悪影響を及ぼす不正軽油使用を防ぐため軽油燃料の抜き取り測定や、無車検運行車両の取締りも随時行っています。

その結果、整備不良車、不正改造車及び不正軽油使用等の保安基準不適合車両に対しては、保安基準に適合させるよう自動車使用者に整備等を命じる措置等を講じたり、車検切れ車両に対しては警告書を交付しております。

このように、街頭検査は、整備不良車、不正改造車及び不正軽油を排除することにより、交通事故の減少や排出ガスによる大気汚染の防止等に大きく寄与しています。

また、暴走族等が使用している不正改造された車両は危険性が極めて高く、騒音も規制値を大幅に超えているなど、周辺の住民や道路の利用者に多大な迷惑をかけており、社会的に大きな問題となっていることから、主に「集団で爆音を立てて暴走するいわゆる旧車會等の暴走族」及び「深夜に首都高速道路を暴走するルーレット族」等の不正改造車を排除するため、特別街頭検査を実施しています。

関東運輸局管内の過去3年間の路上街頭検査実施状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	107 (19)	100 (21)	96 (15)
検査車両数	2613 (527)	2531 (313)	2401 (265)
不良車両数	352 (158)	343 (173)	317 (141)
整備命令件数	204 (128)	236 (167)	201 (130)

()内は深夜早朝等における路上特別街頭検査実施状況

深夜街頭検査の風景

